

EMOBILE通信サービス契約約款
(電話・データ通信編)

第13版

平成21年4月27日
イー・モバイル株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更等）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（通話以外の通信の取扱い）	3
第2章 EMOBILE通信サービスの種類	4
第5条（EMOBILE通信サービスの種類）	4
第3章 契約	5
第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別	5
第6条（EMOBILE通信サービスに係る契約の種別）	5
第2節 一般契約	5
第7条（契約の単位）	5
第8条（契約申込みの方法）	5
第9条（契約申込みの承諾）	5
第10条（一般契約者の契約者確認の取扱い）	6
第11条（電話番号）	6
第12条（EMOBILE通信サービスの利用の一時中断）	6
第13条（一般契約者の氏名等の変更の届出）	6
第14条（一般契約に係わる契約の承継）	6
第15条（一般契約に係る契約の譲渡）	7
第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）	7
第17条（当社が行う一般契約の解除）	7
第18条（その他の提供条件）	7
第3節 定期契約	7
第19条（契約の単位）	7
第20条（契約申込みの方法）	8
第21条（契約申込みの承諾）	8
第22条（定期契約の区分）	8
第23条（定期契約の満了）	8
第24条（定期契約の満了に伴う契約の変更等）	9
第25条（その他の提供条件）	9
第4章 付加機能	10
第26条（付加機能の提供）	10
第27条（EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）	10
第5章 EM chipの貸与等	11
第28条（EM chipの貸与）	11
第29条（電話番号その他の情報の登録等）	11

第30条（EM chipの情報消去および返還）	11
第31条（EM chipの管理責任）	11
第32条（暗証番号）	12
第6章 利用中止および利用停止	13
第33条（利用中止）	13
第34条（利用停止）	13
第7章 通信	15
第1節 通信の種類等	15
第35条（通信の種類）	15
第36条（電波伝播条件による通信場所の制約）	15
第37条（相互接続に伴う通信）	15
第2節 通信利用の制限	15
第38条（通信利用の制限）	15
第39条	16
第8章 料金等	17
第1節 料金および工事に関する費用	17
第40条（料金および工事に関する費用）	17
第2節 料金等の支払義務	17
第41条（基本使用料等の支払義務）	17
第42条（通話料およびパケット通信料の支払義務）	18
第43条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）	18
第44条（手続きに関する料金の支払義務）	18
第44条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）	18
第45条（工事費の支払義務）	18
第46条（付随サービス料等の支払義務）	18
第3節 料金の計算および支払い	19
第47条（料金の計算および支払い）	19
第4節 預託金	19
第48条（預託金）	19
第5節 割増金および延滞利息	19
第49条（割増金）	19
第50条（延滞利息）	19
第6節 相互接続通信の料金の取扱い	19
第51条（相互接続通信の料金の取扱い）	20
第7節 特定事業者にかかわる債権の取扱い	20
第52条（特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等）	20
第9章 保守	21
第53条（当社の維持責任）	21
第54条（契約者の維持責任）	21
第55条（契約者の切分責任）	21

第56条（修理または復旧）	21
第57条（修理または復旧の場合の暫定措置）	21
第10章 損害賠償	22
第58条（責任の制限）	22
第59条（免責）	22
第11章 雑則	24
第60条（発信者番号通知）	24
第61条（緊急通報に係る情報通知）	24
第62条（承諾の限界）	24
第63条（利用に係る契約者の義務）	25
第64条（電気通信事業者への情報の通知）	25
第65条（契約者に係る情報の利用）	26
第65条の2（国際アウトローミングの利用等）	26
第65条の3（相互接続番号案内）	27
第65条の4（相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等）	27
第66条（法令に規定する事項）	27
第67条（閲覧）	27
第68条（約款の掲示）	27
第69条（合意管轄）	27
第70条（準拠法）	27
別記	28
1 サービス区域	28
2 付加機能の提供	28
3 付随サービスの提供	32
4 当社から契約者に行なう通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務	34
5 端末設備に異常がある場合等の検査	34
6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	34
7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	35
8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	35
9 端末設備の電波法に基づく検査	35
10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	35
11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	35
12 新聞社等の基準	35
13 通話時間等の測定	36
14 課金対象パケットの情報量の測定	36
15 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い	36
16 端末設備の接続	36
17 自営電気通信設備の接続	37
18 第51条（相互接続通信の料金の取扱い）における具体的な取扱い	37

19	インターネット接続機能の利用における禁止行為	39
20	大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い	40
21	契約者に係る情報の共同利用の取扱い	40
22	第64条（電気通信事業者への情報の通知）第1項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者	41
23	第64条（電気通信事業者への情報の通知）第2項の規定に基づき当社がEMOBILE通信サービスの利用の停止または契約の解除を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者	41
23の2	第64条（電気通信事業者への情報の通知）第3項の規定に基づき当社がEMOBILE通信サービスの利用の停止を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者	41
24	長期契約割引の取扱い	41

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他の法令の規定によるほか、このEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）によりEMOBILE通信サービス（この約款においては、電話およびデータ通信に係るものをいいます。）を提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後のEMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 EMOBILE通信サービス	DS-CDMA方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス
4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
5 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8 EMOBILE通信サービス取扱所	(1) EMOBILE通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりEMOBILE通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
9 一般契約	当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約であって、定期契約以外のもの
10 一般契約者	当社と一般契約を締結している者
11 定期契約	当社が定める期間において当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約

1 2 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
1 3 契約者	一般契約者および定期契約者
1 4 EMOBILE 契約	当社からEMOBILE通信サービスの提供を受けるための契約
1 5 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
1 6 移動無線装置	EMOBILE契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
1 7 他社移動無線 装置	携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る契約に基づいて陸上において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
1 8 移動無線装置等	移動無線装置または他社移動無線装置
1 9 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社の電気通信設備
2 0 契約者回線	EMOBILE契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
2 1 契約者回線等	（1）契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 （2）相互接続点
2 2 EM chip	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がEMOBILE通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
2 3 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
2 4 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または第16条第1頂の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
2 5 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（事業法第33条の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
2 6 相互接続通信	相互接続点との間の通信
2 7 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
2 8 外国事業者	当社と国際ローミングに関する協定を締結している外国の事業者
2 9 特定事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
3 0 加入電話サービス	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。）
3 1 IP電話サービス	電気通信番号規則第9条第1号または第10条第2号に規定する電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政

	省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)に規定する端末系伝送路設備をいいます。)においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス
32 加入電話事業者	加入電話サービスを提供する協定事業者
33 IP電話事業者	IP電話サービスを提供する協定事業者
34 携帯電話事業者	携帯電話サービスを提供する協定事業者
35 PHS事業者	PHSサービスを提供する協定事業者
36 国際電気通信事業者	国際電話等役務を提供する協定事業者
37 固定電気通信事業者	加入電話事業者およびIP電話事業者
38 電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
39 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
40 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 EMOBILE通信サービスを利用して行う通話以外の通信(パケット通信を除きます。)は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 EMOBILE通信サービスの種類

(EMOBILE通信サービスの種類)

第5条 EMOBILE通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
EMOBILEサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、通話またはパケット通信を行うサービス

第3章 契約

第1節 EMOBILE通信サービスに係る契約の種別

(EMOBILE通信サービスに係る契約の種別)

第6条 EMOBILE通信サービスに係る契約には次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第2節 一般契約

(契約の単位)

第7条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

- 2 前項の場合において、一般契約の申し込みをするものは、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただきます。
ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 一般契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (3) 一般契約の申込みをした者が、第34条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、またはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第63条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 一般契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(一般契約者の契約者確認の取扱い)

第10条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、一般契約者に対して、契約者確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。この場合においては、一般契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(電話番号)

第11条 EMOBILE通信サービスの電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、EMOBILE通信サービスの電話番号を変更することがあります。

(注) 前項の規定により、EMOBILE通信サービスの電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、EMOBILE通信サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなくEMOBILE通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(一般契約者の氏名等の変更の届出)

第13条 一般契約者は、氏名、名称、住所もしくは請求書の送付先等に変更があったときは、そのことを速やかにEMOBILE通信サービス取扱所または当社が別に定めた連絡方法により届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、届出がないときは、第11条（電話番号）、第17条（当社が行う一般契約の解除）、第28条（EM chipの貸与）、第33条（利用中止）、および第34条（利用停止）に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(一般契約に係わる契約の承継)

第14条 一般契約者が相続または法人の合併もしくは分割（以下「相続等」といいます。）を伴うときは相続人等は一般契約の承継を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときの取扱いを次のとおりとします。

(1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えてEMOBILE通信サービス取扱所に請求していただきます。

(2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。

3 相続人等は、承継前の契約者がその一般契約に関して有していた一切の権利（預託金の返還を請求する

権利を除きます。) および義務を承継します。

4 当社は前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 一般契約に係わる承継により新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者がEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 一般契約に係わる承継により、新たにそのEMOBILE通信サービスの契約者になろうとする者が、第63条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (3) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(一般契約に係る契約の譲渡)

第15条 当社は、一般契約の譲渡を承諾しません。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめEMOBILE通信サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う一般契約の解除)

第17条 当社は、第34条(利用停止)の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第34条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、EMOBILE通信サービスの利用停止をしないでその一般契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般契約を解除することができます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その一般契約に係わるEMOBILE通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその一般契約を解除するものとします。

(注) 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その一般契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条 一般契約に関するその他の提供条件については、別記4に定めるところによります。

第3節 定期契約

(契約の単位)

第19条 当社は、電話番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期

契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第20条 定期契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのEMOBILE通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出またはインターネット等を通じて送信していただきます。

2 一般契約者または定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者または定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているEMOBILE通信サービスに準じて取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第21条 当社は、定期契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 定期契約の申込みをした者が当社のEMOBILE通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 前条第1項に基づき提出された契約申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。

(3) 定期契約の申込みをした者が、第34条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、EMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがあるときまたはEMOBILE通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第63条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(定期契約の区分)

第22条 定期契約に係る契約には次の区分があります。

(1) 第1種定期契約

(2) 第2種定期契約

(定期契約の満了)

第23条 第1種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMOBILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月(その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新日を含む料金月、またその契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含む料金月とします。)から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日(以下「満了日」といいます。)をもって満了となります。

2 第2種定期契約においては、その契約に基づいて当社がEMOBILE通信サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(その契約が他の料金種別から変更されたものである場合は、その変更日を含

む料金月とします。) から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる満了日をもって満了となります。

区 分	内 容
第 1 種定期契約	1 2 料金月単位
第 2 種定期契約	2 4 料金月

(定期契約の満了に伴う契約の変更等)

第 2 4 条 第 1 種定期契約者は、その契約の満了日の翌日にその第 1 種定期契約を更新します。その第 1 種定期契約を更新するときは、第 9 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

2 第 2 種定期契約者は、料金表に別に定める場合を除いて、その契約の満了日の翌日に第 1 種定期契約に変更します。

(その他の提供条件)

第 2 5 条 定期契約における電話番号、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、契約者確認の取扱い、承継、譲渡、契約者が行う契約の解除および当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

2 定期契約に関するその他の提供条件については、別記 4 に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、別記2の(1)に規定する付加機能を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、別記2の(1)に規定する付加機能のうち、別記2の(2)に定める機能については、契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

(EMOBILE通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第27条 当社はEMOBILE通信サービスの利用の一時中断があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第5章 EM chipの貸与等

(EM chipの貸与)

第28条 当社は、契約者に対し、EM chipを貸与します。この場合において、貸与するEM chipの数は、1のEMOBILE契約につき1とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するEM chipを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第29条 当社は、次の場合に、当社の貸与するEM chipに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(1) EM chipを貸与するとき。

(2) その他、当社のEM chipの貸与を受けている契約者から、その電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電話番号）第2項または第57条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は電話番号の登録等を行います。

(EM chipの情報消去および返還)

第30条 当社は、次の場合には、当社の貸与するEM chipに登録された電話番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。

(1) そのEM chipの貸与に係るEMOBILE通信サービスに係る契約の解除があったとき（定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合または種別の異なる定期契約を締結した場合であって、当社が別に定める場合を除きます。）

(2) その他、EM chipを利用しなくなったとき。

2 当社のEM chipの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのEM chipを当社が別に定める方法により、当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

3 前項の規定によるほか、第28条（EM chipの貸与）第2項の規定により、当社がEM chipの変更を行った場合、契約者は、変更前のEM chipを返還するものとします。

(EM chipの管理責任)

第31条 EM chipの貸与を受けている契約者は、そのEM chipを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 EM chipの貸与を受けている契約者は、EM chipについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者がEM chipを利用した場合であっても、そのEM chipの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、EM chipの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(暗証番号)

第32条 契約者は、当社が別に定める方法により、EM chipに、EM chip暗証番号（そのEM chipを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からそのEM chipの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、EM chip暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第6章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるEMOBILE通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にEMOBILE通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりEMOBILE通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第34条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（EMOBILE通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのEMOBILE通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記4の規定に違反したとき、または別記4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者がEMOBILE通信サービスの利用において第63条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (6) 別記5もしくは6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等（別記7に規定する技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

- (7) 別記8、9、10または11の規定に違反したとき。
- (8) 第48条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 第10条（一般契約者の契約者確認の取扱い）（第25条（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）の規定に違反し、契約者確認に応じないとき。

(注) 当社は、本条の規定によりE M O B I L E通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。

ただし、本条第4号の規定により、E M O B I L E通信サービスの利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第35条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2 以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第36条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第37条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供するEMOBILE通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第38条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記12の基準に該当す

(2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第39条 前条の規定による場合のほか、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 別記2に規定するEMnetメールに係わる通信が著しくふくそうする場合に、電子メールの配信を制限すること。
- (3) EMnetメールに係る通信において、多数のメールアドレス指定をして送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、その電子メールの配信を拒否すること。
- (4) 契約者がEMnetメールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことがEMOBILE通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。
- (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がEMOBILE通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 契約者が、別記19および20に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

2 当社は前項による規定のほか、EMOBILE通信サービスに関して、次の処置をとることがあります。

- (1) 一定時間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する処置

第8章 料金等

第1節 料金および工事に関する費用

(料金および工事に関する費用)

第40条 EMOBILE通信サービスの料金は、料金表第1表(EMOBILE通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料等、通話料、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料とし、基本使用料等は、EMOBILE通信サービスの態様に応じて、基本使用料、付加機能使用料を合算したものとします。

2 別記2に定める国際アウトローミング(以下「国際アウトローミング」といいます。)の料金は、料金表第1表第4に規定する国際アウトローミングに係る通信料とします。

3 EMOBILE通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第41条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりEMOBILE通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、EMOBILE通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりそのEMOBILE通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(通話料およびパケット通信料の支払義務)

第42条 契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、別記13の規定により測定した通話時間または送信回数と料金表第1表第2（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記14の規定により測定した情報量と料金表第1表第3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第51条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。

4 契約者は、通話料またはパケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記15に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

(定期契約に係る契約解除料の支払義務)

第43条 定期契約者は、満了日を含む料金月の翌料金月以外の日に定期契約の解除があったときは、料金表第1表第6（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第44条 契約者は、EMOBILE通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第7（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第44条の2 契約者は、料金表第1表第8（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第45条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(付随サービス料等の支払義務)

第46条 契約者は、別記3に規定する付随サービス等の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3

表に定める付随サービス料等の支払いを要します。

第3節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第47条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第48条 契約者または第14条(一般契約に係わる契約の承継)の規定による承継に基づき新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、EMOBILE通信サービスの利用に先立って(承継の場合は当社によるその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) EMOBILE通信サービス契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) EMOBILE通信サービスにかかわる契約の承継の承認を請求したとき。
- (3) 第34条(利用停止)第1項第1号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのEMOBILE通信サービス契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。この場合において、その契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第5節 割増金および延滞利息

(割増金)

第49条 契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第50条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

- 第51条 契約者または相互接続通信の利用者は、当社または協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、当社または協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記18に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、当社が別に定めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社および協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとし、
- 5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第49条（割増金）、第50条（延滞利息）および料金表通則の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第7節 特定事業者にかかわる債権の取扱い

(特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等)

- 第52条 契約者は、特定事業者が提供するローミングの利用により生じた債権を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- 2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、E M O B I L E通信サービスの料金とみなして取り扱います。
- 3 第1項の場合において、当社および特定事業者は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第1項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第49条（割増金）、第50条（延滞利息）および料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 保守

（当社の維持責任）

第53条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第54条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第55条 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理または復旧）

第56条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第38条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係わる電気通信設備を当社が別に定めるところにより修理または復旧します。

（修理または復旧の場合の暫定措置）

第57条 当社は、当社の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第58条 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのEMOBILE通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、EMOBILE通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのEMOBILE通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します（別に料金表に定める場合を除きます。）。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（通話料）に規定する料金（EMOBILE通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第1表第3（パケット通信料）1のAの（3）の1で最大パケット通信料金額が規定されている場合においては、その最大パケット通信料金額に料金表第1表第3（パケット通信料）1のAの（2）に規定するパケット通信料の減額を適用した料金

(4) 料金表第1表第3（パケット通信料）1のAの（3）の2で最大料金額が規定されている場合においては、EMOBILE通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額。）

(5) 料金表第1表第3（パケット通信料）1のBでパケット通信料等に係る最大料金額が適用されていない場合においては、EMOBILE通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額。）

(6) 料金表第1表第3（パケット通信料）1のBでパケット通信料等に係る最大料金額が適用されている場合においては、料金表第1表第3（パケット通信料）1のBの（2）に規定するパケット通信料等に係る最大料金額

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、EMOBILE通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第59条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当

社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第 11 章 雑則

(発信者番号通知)

第 60 条 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）については、その電話番号をその通話の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、その通信に先立ち 184 をダイヤルして行う通話については、この限りではありません。

(緊急通報に係る情報通知)

第 61 条 当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第 11 条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度および経度の情報をいいます。）およびその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

3 当社は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、賠償しません。

(承諾の限界)

第 62 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第63条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 端末設備(移動無線装置に限ります。)または自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に多数の不完全呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(3) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4) 端末設備もしくは自営電気通信設備またはEM chipに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去しないこと。

(5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。

(6) 位置情報(端末設備の所在に係る緯度および経度の情報(端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。契約者は本規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(7) 電子メール(別記2(付加機能の提供)に定めるものをいいます。以下この条にて同じとします。)の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

2 当社は、電子メールの送信に当たって、別記19および20に定める場合のほか、次の行為があったと認めるときは、前項第7号の規定に違反したものとして取り扱います。

(1) 広告または宣伝の手段として送信する電子メールについて、表題の最前部に「未承諾広告※」と表示させないように送信する行為

(2) 広告または宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為

(3) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為

(4) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、またはその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁氣的記録その他の記録を、電子メールを利用して送信する行為

(5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)または特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定に違反して電子メールを送信する行為

3 第1項第7号および前項の規定は、ショートメッセージサービス(SMS)により行うメッセージの送信について準用します。

(電気通信事業者への情報の通知)

第64条 契約者は、第16条(一般契約者が行う一般契約の解除)、第17条(当社が行う一般契約の解除)、第18条(その他の提供条件)の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払い

がない場合は、別記22に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日および支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 契約者は、第17条（当社が行う一般契約の解除）第2項に基づく契約の解除、または第34条（利用停止）第1項第4号の規定に基づきEMOBILE通信サービスの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第63条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号の規定に違反した場合（専ら別記19および20に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。）に限ります。）は、別記23に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、第34条（利用停止）第1項第9号の規定に基づきEMOBILE通信サービスの利用を停止された場合、別記23の2に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（契約者に係る情報の利用）

第65条 当社は、契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、EMOBILE通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱いについて」において定めます。

2 契約者は、別に定めるところにより、当社がEMOBILE契約に伴い保有する契約者に係る情報を共同利用することにあらかじめ同意するものとします。

（国際アウトローミングの利用等）

第65条の2 当社は、国際アウトローミングを利用できなかったことに伴い発生する損害については、第58条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定（損害賠償額の算定にあたっては、通信料に関する部分を除きます。）により責任を負うものとし、その他の損害については一切の責任を負いません。

2 国際アウトローミングに係る通信料は、当社が定めるものとし、契約者は、国際アウトローミングを利用したときは、料金表第1表第4に規定する国際アウトローミングに係る通信料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミングに係る通信料の算定に係る通信時間、情報量または通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等により測定します。

3 国際アウトローミングに係る外国事業者または当社の機器等の故障等により国際アウトローミングに係る通信料を正しく算定できなかった場合は、別記15の規定に準じて取り扱います。

4 外国事業者が定める国際アウトローミングのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

5 電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することはできません。

6 国際アウトローミングの利用については、外国の法令または外国事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(注) 契約者は、国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であっても、その利用に係る料金の支払いを要します。

(相互接続番号案内)

第65条の3 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（番号案内事業者および番号案内事業者がその約款で別に定める協定事業者の電話番号等を行います。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等)

第65条の4 相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者は、料金表第1表第5（相互接続番号案内の利用に係る料金）に規定する相互接続番号案内の利用に係る料金の支払いを要します。

2 当社は、相互接続番号案内の利用に係る料金を通話料とみなして取り扱います。

(法令に規定する事項)

第66条 EMOBILE通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第67条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(約款の掲示)

第68条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページまたは当社が指定するEMOBILE通信サービス取扱所に掲示します。

(合意管轄)

第69条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第70条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

別記

1 サービス区域

- (1) EMOBILE通信サービスのサービス区域は、別表1（サービス区域）に定める都道府県の区域とします。
- (2) 当社サービス区域より接続することができる消防機関については、当社が別途定めるところによります。

2 付加機能の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、次表に規定する付加機能を提供します。

種 類	提 供 条 件
留守番電話	<ol style="list-style-type: none">(1) 契約者回線に着信した通話のメッセージの録音または再生およびその契約者回線への着信に対してあらかじめ録音したメッセージの再生を行う機能をいいます。(2) 録音または登録したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。(3) 録音可能なメッセージの数および1件のメッセージの最大録音時間その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。(4) 当社は、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損もしくは滅失による損害または知りえた情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
転送電話	<ol style="list-style-type: none">(1) 契約者回線に着信した通話を、第三者または留守番電話に転送する機能をいいます。(2) その契約者から第三者に転送した通話の料金はその契約者の負担となります。(3) 転送電話の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。
割込通話	<ol style="list-style-type: none">(1) 通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができる機能をいいます。(2) 割込通話の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。(3) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第1の2の2-2に規定する料金の支払いを要します。
発信者番号通知	<ol style="list-style-type: none">(1) 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限り）において、その電話番号をその通話の着信のあった契約者回線等へ通知する機能をいいます。

	<p>ただし、次に定める通話については、この限りではありません。</p> <p>(ア) その発信に先立ち、184をダイヤルして行う通話。</p> <p>(2) 発信者番号通知の設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>
テレビ電話	<p>(1) 端末設備の機能により、携帯電話サービスの電気通信回線（(2)に定めるものに限り、）を通じ、音声および映像を送り、または受ける通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 通信の相手として、1の電気通信回線（契約者回線であって、当社が別に定める端末設備に限り、）または当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスであって、その電気通信事業者が提供する回線交換方式により64kb/s以下で、符号、音声その他の音響または映像の伝送をその電気通信事業者が別に定める端末設備に対して行うための通信またはこれに相当する通信を利用することができるものに限り、</p> <p>(3) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第2の2のAの2-1-3および2のAの2-2-3または2のBの2-1-2および2のBの2-2-3に規定する料金の支払いを要します。</p>
電話番号リクエスト	<p>(1) その契約者回線に着信した通話（当社が別に定めるものに限り、）について、その発信者の電話番号が非通知の場合は通知をお願いする旨を自動的に応答した後、その通話を切断する機能をいいます。</p> <p>(2) 電話番号リクエストの設定等その他の提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>
EMnet	<p>(1) 端末設備の操作等により、当社が別に定める仕様に準拠した情報の閲覧およびEMnetメール（メールアドレスを使用して電子メールの受信または送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 利用できるEMnetの種類については、その移動無線装置の種類に応じて、当社が定めます。</p> <p>(3) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第1の2の2-2に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(4) EMnetメールに係る提供条件等は次に定めるところによります。</p> <p>(ア) 当社は、1の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりEMnetメールを利用するためのメールアドレスを付与します。</p> <p>(イ) 当社は技術上および業務の遂行上やむを得ない場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合すでに蓄積している情報を消去します。</p> <p>(ウ) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(エ) (イ) または (ウ) の規定により消去された情報は、復元できません。</p>

	<p>(オ) 当社は、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。</p> <p>(カ) E M n e t メールを利用してその契約者回線から送信した電子メールにおいて、宛先として指定された電子メールの延べ数が、毎日午前零時を起点として、24時間のうちに1,000に達した場合、以後、同日中においてはその契約者回線から、電子メールの送信を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたアドレスが存在しないものであっても1の宛先として数えます。</p> <p>(5) 当社は本機能に関して、インターネット接続に係る電気通信設備（当社が設置するものを除きます。）の品質の保証をしません。</p> <p>(6) 当社は、本機能を使用した場合に生じた情報などの破損もしくは滅失による損害または知りえた情報による損害については、その原因のいかんによらず一切の責任を持たないものとします。</p> <p>(7) 本機能の利用開始の方法、蓄積できる情報量、1の電子メールの情報量、情報の表示方法、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(8) 本機能を利用している契約者は、W e bアクセス制限（当社が指定する方法により分類した区分に該当すると認められた情報を受信できないようにすること）を利用することができます。</p> <p>(ア) 契約者は、W e bアクセス制限の利用の請求をするときは、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>(イ) 契約者（20歳未満の者に限ります。）が、本機能の利用にあたって、その請求と同時にW e bアクセス制限を適用しないことについて親権者または後見人の同意がない場合は、W e bアクセス制限が適用されます。</p> <p>(ウ) 契約者（20歳未満の者に限ります。）がW e bアクセス制限の廃止に関する請求を行うときは、その契約者の親権者または後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(エ) W e bアクセス制限によって、制限される情報の区分・内容については、変更することがあります。</p> <p>(オ) W e bアクセス制限をしている契約者が本機能の廃止をした後、新たに本機能を利用するときは、W e bアクセス制限が適用されません。</p> <p>ただし、W e bアクセス制限の廃止に関する請求があったときは、この限りではありません。</p> <p>(9) 本機能を利用している契約者は、災害用伝言板（災害が発生した場合であって当社が必要と認めるときに、安否に関する情報の登録等を行うことができるサービスをいいます。）を利用することができます。</p> <p>(ア) 災害用伝言板は、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(イ) 災害用伝言板を利用して登録された情報については、当社が定める</p>
--	---

	<p>時間が経過した後、消去します。</p> <p>(ウ) 災害用伝言板を利用して登録できる情報の件数等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(エ) 当社は、災害用伝言板を利用して登録された情報について、契約者があらかじめ設定したメールアドレスへE M n e tメールを利用して送信します。</p>
<p>ショートメッセージサービス (SMS)</p>	<p>(1) 発信者が送出した文字メッセージ (契約者回線から数字および記号その他任意の文字によるメッセージ (電子メールとなるものを除きます。)) を送信することをいいます。以下同じとします。) を蓄積し、その文字メッセージの通知または再生等を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積した文字メッセージは当社が別に定める時間が経過後、消去します。</p> <p>(3) 毎日午前零時を起点として、24時間以内に同一の電話番号から300件を超える文字メッセージの送信を当社が確認した場合、以後同日中においては同一の電話番号から文字メッセージの送信を行うことはできません。</p> <p>(4) 通話の発信先に電話番号を通知しない設定をしている場合であっても、契約者がこの機能を利用して文字メッセージを送信する場合は電話番号を通知します。</p> <p>(5) 蓄積できる文字メッセージの数、1の文字メッセージの文字数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(6) 当社は、この機能を利用した場合に生じた文字メッセージの破損もしくは滅失による損害または知りえた情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(7) 本機能の利用に当たっては、料金表第1表第2の2のAの2-1-2に規定する料金の支払いを要します。</p>
<p>国際電話</p>	<p>(1) 契約者回線から本邦と外国との間の通話を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 国際電話は、本邦から別表2 (国際電話における地域の区分及びその範囲) に定める国又は地域への相互接続通信に限り行うことができます。</p> <p>(3) 当社は、国際電話の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(4) 本機能の利用に当たっては、別表2 (国際電話における地域の区分及びその範囲) に定める地域の区分に従い、料金表第1表第2の2のAの2-4または2のBの2-4に規定する料金の支払いを要します。</p>
<p>国際アウトローミング</p>	<p>(1) 主として別表3に定める外国事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその外国事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号 (E M c h i pを装着した移</p>

	<p>動無線装置の在圏が当該外国事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。以下同じとします。)による認証を行って、通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>(2) 当社は、国際アウトローミングの提供に当たり、E M c h i pを装着した移動無線装置への通話があった場合において、確認信号によりその移動無線装置が国際アウトローミングに係るサービス区域に在圏するものと認識した場合は、その通話をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送します。</p> <p>(3) 前項に係る通信料については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している契約者回線への通話（本邦内にその移動無線装置が在圏するものとみなして取り扱います。）と、その契約者回線から国際アウトローミングに係る電気通信回線への通話（以下、「国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通話」といいます。）があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(4) 国際アウトローミングを利用できる外国事業者および料金区分等については、別表3（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるところによります。</p> <p>(5) 契約者は、国際アウトローミングの利用に当たっては、料金表第1表第4の2に規定する料金の支払いを要します。</p>
--	---

(2) 前項の規定にかかわらず、次表の付加機能は、請求があったものとして取り扱います。

ただし、国際電話、国際アウトローミングについて契約者から利用拒否の意思表示があった場合は、この限りではありません。

請求があったものとして取り扱う付加機能
留守番電話、転送電話、発信者番号通知、テレビ電話、電話番号リクエスト、ショートメッセージサービス（SMS）、国際電話、国際アウトローミング

3 付随サービスの提供

(1) 請求書発行サービス

ア 当社は、契約者から請求があったときは、次により請求書の発行サービスを提供します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第1（請求書発行サービス）に定める料金の支払いを要します。

(2) 利用明細発行サービス

ア 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るE M O B I L E通信サービスの通信料等明細書または支払証明書等（その契約者に係る料金等の支払証明書、その契約に係る預託金預り証明書その他これらに類する証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

イ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表第2（利用明細発行サービス）に定める料金の支払いを要します。

(3) 電話番号選択サービス

ア 契約者またはE M O B I L E通信サービスの契約の申込みを行う者は、当社が別に定めるところに

より、指定した電話番号の登録を請求することができます。

イ 当社は、その請求のあった電話番号が既に使用されている場合を除き、アの登録を請求した者の電話番号として登録します。

ウ イの登録が完了した者は、料金表第3表第3（電話番号選択サービス）に定める料金の支払いを要します。

（4）携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱い

ア 第11条（電話番号）第1項により当社が定める電話番号について、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望する者は、EMOBILE通信サービスの申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

イ 当社は、第11条（電話番号）第2項に規定する場合のほか、アの規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。

ウ 契約者がそのEMOBILE通信サービスを解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。

ただし、次に該当する場合は、この申出を行うことはできません。

（ア） 契約者がその契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

エ 当社は、ウの規定に基づき契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号を発行します。

オ 当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。

カ 契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ 契約者は、ウの申出を行う場合、料金表第3表第4（携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

ク 携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号もしくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することに承諾していただきます。

（5）特定事業者が提供するローミングサービスの利用等の取扱い

ア 契約者が、特定事業者の提供するローミングサービスの利用を請求するときは、その旨を当社が定める方法にて申し出ていただきます。

イ アの申出をした者は、料金表第3表第5（特定事業者が提供するローミングの利用等の取扱いに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

ウ 料金表第3表第5（特定事業者が提供するローミングの利用等の取扱いに関する料金）に定める料金は、第41条（基本使用料等の支払義務）第2項の規定に準じて取扱います。

4 当社から契約者に行なう通知等の方法および契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1) 当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡（以下この条において「通知等」といいます。）を行なう必要がある場合であって、書面その他当社が契約者の承諾を得て別に定めた連絡方法（契約者のメールアドレスを含みます。以下同じとします。）によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所もしくは居所、請求書の送付先または契約者の了承を得て別に定めた連絡方法に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
- (2) 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定める方法により届け出ていただきます。
- (3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4) 契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した通知等については、その通知等が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (5) 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した通知等についても、(4)と同様とします。
- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した通知等が当社に返戻される等その他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、通知等を行わないこととします。
- (7) 当社は、当社がその契約者回線について第34条（利用停止）に基づくEMOBILE通信サービスの利用の停止または第17条（当社が行う一般契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面による通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (8) 契約者は、(2)の届出を怠った、または当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

5 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

6 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の規定に準じて取り扱います。

7 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種 類	技術基準および技術的条件
EMOBILE通信サービス	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

8 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記8において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

9 端末設備の電波法に基づく検査

別記5に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)および(3)の規定に準ずるものとします。

10 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記8の規定に準ずるものとします。

11 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記9の規定に準ずるものとします。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者および有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社または放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者等が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

1 3 通話時間等の測定

(1) (2) または (3) 以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

(2) ショートメッセージ (SMS) の送信回数は、当社の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からショートメッセージ (SMS) の送信を示す情報を受信した回数とし、当社の機器により測定します。

(3) テレビ電話通信に係る通信時間は、発信者および着信者の電気通信回線を接続して通信を行える状態にした時刻から起算し、端末設備の操作により発信者または着信者の電気通信回線から送出された通信終了の信号を受けてその通信を行えない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

1 4 課金対象パケットの情報量の測定

課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者または着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先 (その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。) に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

1 5 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1) 当社の機器の故障等により通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去 1 年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく通話料が算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日) を含む料金月の前 1 2 料金月の各料金月における 1 日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) (1) の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3) (1) および (2) の規定は、パケット通信料を正しく算定できなかった場合について準用します。

1 6 端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備 (移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよび EMOBILE 通信サービスの契約者回線に接続することができるもの) に限り、以下この別記 1 6 において同じとします。) を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定める EMOBILE

通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別記7の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

17 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものおよびEMOBILE通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この別記17において同じとします。）を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が別記7の技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるEMOBILE通信サービス取扱所に通知していただきます。

18 第51条（相互接続通信の料金の取扱い）における具体的な取扱い

- (1) 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

接続形態		料金の取扱い等
ア	発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線	料金設定事業者 ： 当社 料金を請求する事業者 ： 当社 料金の支払いを要する者

	<p>着信側の電気通信設備 ：固定電気通信事業者に係る電気通信設備</p>	<p>：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p>
イ	<p>発信側の電気通信設備 ：固定電気通信事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p>	<p>料金設定事業者 ：当社または固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 ：固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ：その固定電気通信事業者の契約約款等（料金表を含む。以下同じ）に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に別段の定めがある場合を除き、その固定電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
ウ	<p>発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p>
エ	<p>発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p>	<p>料金設定事業者 ：PHS事業者 料金を請求する事業者 ：PHS事業者 料金の支払いを要する者 ：そのPHS事業者の契約約款等に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
オ	<p>発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：この約款に定めるところによります。</p>
カ	<p>発信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信</p>	<p>料金設定事業者 ：携帯電話事業者</p>

	<p>設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p>	<p>料金を請求する事業者 ： 携帯電話事業者</p> <p>料金の支払いを要する者 ： 携帯電話事業者の契約約款等に規定する者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ： その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
キ	<p>発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 国際電気通信事業者に係る電気通信設備</p>	<p>料金設定事業者 ： 当社（国際電気通信事業者の契約約款等により国際電気通信事業者と電話利用契約等を締結している場合（以下この欄において「国際利用契約の場合」といいます。）は、国際電気通信事業者）</p> <p>料金を請求する事業者 ： 当社（国際利用契約の場合は、国際電気通信事業者）</p> <p>料金の支払いを要する者 ： その通信の発信に係る契約者回線の契約者（国際利用契約の場合は、その契約を締結している者）</p> <p>料金に関するその他の取扱い ： この約款に別段の定めがある場合を除き、その国際電話事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>
ク	<p>発信側の電気通信設備 ： 国際電気通信事業者に係る電気通信設備</p> <p>着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線</p>	<p>料金設定事業者 ： 国際電気通信事業者</p> <p>料金を請求する事業者 ： 国際電気通信事業者</p> <p>料金の支払いを要する者 ： 国際電気通信事業者の契約約款等に規定する者</p> <p>料金に関するその他の取扱い ： その国際電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>

(2) (1) 以外のもの

- ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き、当社が定めることとします。
- イ 当社の契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。
- ウ 他社契約者回線または公衆電話の電話機等から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者または公衆電話の利用者が支払いを要します。

ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払いを要することとなります。

19 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為

- (2) (1)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
- (3) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
- (7) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反する行為
- (11) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
- (13) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令または慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
- (16) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

20 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

当社は、1の契約者回線から1日あたり1,000通を超える電子メールの送信が行われたとき（ショートメッセージサービス（SMS）の場合は、300通を超える送信とします。）は、別記19の(1)または(2)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。

ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りではありません。

21 契約者に係る情報の共同利用の取扱い

- (1) 共同利用する者の範囲は、当社およびイー・アクセス株式会社とします。
- (2) 共同利用する者の目的は、以下のとおりとします。
 - ア 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等の各種情報の提供・案内
 - イ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関するキャンペーン・展示会等のイベントの案内・実施
 - ウ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関するカタログ・CD-ROM等の各種資料・サンプル等の提供・送付
 - エ 共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関する企画・開発・販売のためのアンケート等の調査および分析
 - オ 契約者が申し込まれたまたは購入された共同利用者の取り扱うサービス・商品情報等に関する提

供・保守等で必要な利用

(3) 共同して利用される契約者に係る情報の項目は、以下の通りとします。

ア 氏名、住所、性別、年齢、電話番号、FAX番号、メールアドレス等の基本情報

イ 契約情報およびそれに付随する情報

(4) 共同利用される契約者に係る情報の管理責任者は、当社とします。

22 第64条（電気通信事業者への情報の通知）第1項の規定に基づき当社が契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電 気 通 信 事 業 者
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社およびUQコミュニケーションズ株式会社

23 第64条（電気通信事業者への情報の通知）第2項の規定に基づき当社がEMOBILE通信サービスの利用の停止または契約の解除を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者

電 気 通 信 事 業 者
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄およびウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社

23の2 第64条（電気通信事業者への情報の通知）第3項の規定に基づき当社がEMOBILE通信サービスの利用の停止を行った契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者

電 気 通 信 事 業 者
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、株式会社ウィルコム沖縄およびウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社

24 長期契約割引の取扱い

契約者は、第2種定期契約を締結した際には、その契約の種別毎にそれぞれ当社が指定する内容および条件で長期契約割引を受けることができます。

料金表目次

通則	42
第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金	46
第1 基本使用料等	46
1 適用	46
2 料金額	54
第2 通話料	56
1 適用	56
2 料金額	61
第3 パケット通信料	66
1 適用	66
2 料金額	71
第4 国際アウトローミングに係る通信料	73
1 適用	73
2 料金額	74
第5 相互接続番号案内の利用に係る料金	76
1 適用	76
2 料金額	76
第6 契約解除料	77
1 適用	77
2 料金額	77
第7 手続きに関する料金	82
1 適用	82
2 料金額	82
第8 ユニバーサルサービス料	82
1 適用	82
2 料金額	82
第2表 工事費	84
第3表 付随サービスに関する料金	85
第1 請求書発行サービス	85
1 適用	85
2 料金額	85
第2 利用明細発行サービス	85

1	適用	85
2	料金額	85
第3	電話番号選択サービス	85
1	適用	85
2	料金額	86
第4	携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金	86
1	適用	86
2	料金額	86
第5	特定事業者が提供するローミングの利用等の取扱いに関する料金	87
1	適用	87
2	料金額	87
附則		88

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2) 以外のもの	この料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話料、国際電話に係る通話料または国際アウトローミングに係る通信料	この料金表に規定する額により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料、パケット通信料およびユニバーサルサービス料は料金月(その通話およびパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料およびパケット通信料については、通話およびパケット通信が終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(基本使用料等の日割り)

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日、に、月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。
- (5) 第41条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (6) 第2項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

- 5 前項第1号から第5号までの規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第41条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
- 6 第4項第6号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。
- 7 第4項の規定にかかわらず、料金表第1表第1の2の2-2に規定する付加機能使用料については日割りをしません。

（端数処理）

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

（一括請求の取扱い）

- 9 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を、当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限り、以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「EMOBILE一括請求」といいます。）します。
- 10 当社は、EMOBILE一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。
 - （1）EMOBILE契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。
 - （2）EMOBILE契約もしくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。
 - （3）前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。
- 11 EMOBILE一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（有料サービスの利用に係る料金の回収代行の取扱い）

- 12 契約者は、有料サービス（EMnetを利用した申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合において、その有料サービスの提供を行う者（以下「サービス等提供者」といいます。）に支払う、その有料サービスに係る料金（その有料サービスの利用に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が申込みを

行ったものを含みます。以下この項において同じとします。)の支払いの方法として、下記により当社がEMOBILE通信サービスに係る料金の請求と合算して、その契約者(EMOBILE契約の承継があったときは、その承継人とします。)に請求を行なう取扱い(以下この項において「合算請求の取扱い」といいます。)を行います。

- (1) 有料サービスに係る料金は、当社の機器により計算のうえ、料金月(その料金の請求を行うために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。)ごとに集計し、請求するものとします。
- (2) 有料サービスの利用申込みに係る合算請求は、当社が別に定める方法によりあらかじめ登録したネットワーク暗証番号(合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための数字の組み合わせをいいます。以下この項において同じとします。)を使用させていただきます。
- (3) 前項に規定するネットワーク暗証番号について、その契約者回線の契約者以外の者が登録を行った場合は、当社は、その契約者回線の契約者が登録を行ったものとみなします。
- (4) 当社は、合算請求の取扱いを行なうにあたり、有料サービスの利用に係る料金に関する契約者の債務について、当社がそのサービス等提供者に代わって回収する取扱い(以下この項において「回収代行の取扱い」といいます。)を行いません。
- (5) 契約者は、ネットワーク暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- (6) 契約者は、合算請求による有料サービスの利用に係る申込みが行なわれた後に、EMOBILE契約の解除またはEMnetの廃止等により、そのEMnetに係るユーザIDが廃止された場合、その申込みが撤回されたものとして取り扱われることがあることを承諾していただきます。
- (7) 当社は、有料サービスで提供される情報の内容等、当社の責めによらない理由による損害については、一切の責任を負いません。
- (8) 契約者は、この約款の規定によるほか、当社が別に定める事項をあらかじめ承諾のうえ、有料サービスを利用させていただきます。
- (9) 当社は、当社が別に定めるところにより、EMnetを利用した申込みに応じて有料でサービスを提供する場合であって、ネットワーク暗証番号を使用してその申込みを受けるときは、そのサービスの提供に係る料金について、EMOBILE通信サービスに関する料金とみなし、EMOBILE通信サービスに関する他の料金の請求と合算して、その契約者(EMOBILE契約の承継があったときは、その承継人とします。)に請求するものとします。

(料金額の通知)

13 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示

により行います。

(料金等の支払い)

14 契約者は、料金および工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

15 前項の場合において、料金および工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

16 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 他網公衆電話から契約者回線への通話料
- (2) 国際電話に係る通話料
- (3) 国際アウトローミングに係る通信料

(料金の臨時減免)

17 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この料金表または約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および工事費を減免することがあります。

18 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 EMOBILE通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第40条（料金および工事に関する費用）および第41条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

A B以外のものに係る基本使用料等の適用

基本使用料等の適用					
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、EMOBILE通信サービスを提供します。				
	イ EMOBILE通信サービスには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。				
	契約の種別		料金種別		
	一般契約		データプラン（ベーシック）		
			ギガデータプラン（ベーシック）		
			ケータイプラン（ベーシック）		
	定期契約	第1種定期契約		データプラン（年とく割）	
				ギガデータプラン（年とく割）	
				ケータイプラン（年とく割）	
		第2種定期契約	新にねん+アシストMAX	ケータイプラン（新にねん+アシストMAX）	
			新にねん+アシスト1600	ケータイプラン（新にねん+アシスト1600）	
			新にねん+アシスト1000	データプラン（新にねん+アシスト1000）	
				ギガデータプラン（新にねん+アシスト1000）	
ケータイプラン（新にねん+アシスト1000）					

			新にねん	データプラン（新にねん）					
				ギガデータプラン（新にねん）					
				ケータイプラン（新にねん）					
	ウ	契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。							
	エ	契約者は、本表（２）、（２）の２、（２）の３の２および（２）の３の３に規定する基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。この場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。							
（２）データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）およびケータイプラン（ベーシック）に係る基本使用料の取扱い	ア	データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２の２－１のＡに規定する料金額を適用します。							
	イ	データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。							
	ウ	データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>２ 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	基本使用料の適用	１ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	２ 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
区 分	基本使用料の適用								
１ データプラン（ベーシック）、ギガデータプラン（ベーシック）またはケータイプラン（ベーシック）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。								
２ 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。								
（２）の２	ア	データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）またはケータイプラン（年とく割）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、２の２－１のＡに規定する料金額を適用します。							
データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）お	イ	データプラン（年とく割）、ギガデータプラン（年とく割）またはケータイプラン（年とく割）の契約者は他の料金種別への変更を請求することができます。							

よびケータイプラン(年とく割)に係る基本使用料の取扱い	ウ データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)またはケータイプラン(年とく割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)またはケータイプラン(年とく割)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)またはケータイプラン(年とく割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
	区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(年とく割)、ギガデータプラン(年とく割)またはケータイプラン(年とく割)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。						
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
(2)の3の1 ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)に係る基本使用料の取扱い	ア ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のAに規定する料金額を適用します。						
	イ ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。		
	区 分	基本使用料の適用					
ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。						
ウ ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)の基本使用料には、次表に定めるアシスト1600に係る契約者負担金を含むものとします。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アシスト1600に係る契約者負担金</td> <td>1,524円(税込額 1,600円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	アシスト1600に係る契約者負担金	1,524円(税込額 1,600円)		
区 分	料 金 額						
アシスト1600に係る契約者負担金	1,524円(税込額 1,600円)						
(2)の3の2 データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータ	ア データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のAに規定する料金額を適用します。						
	イ データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。						

プラン(新にねん+アシスト1000)およびケータイプラン(新にねん+アシスト1000)に係る基本使用料の取扱い	ウ データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。</td> <td>契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。
	区 分	基本使用料の適用					
	1 データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。					
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。						
エ データプラン(新にねん+アシスト1000)、ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)またはケータイプラン(新にねん+アシスト1000)の基本使用料には、次表に定めるアシスト1000に係る契約者負担金を含むものとします。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アシスト1000に係る契約者負担金</td> <td>953円(税込額 1,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	アシスト1000に係る契約者負担金	953円(税込額 1,000円)			
区 分	料 金 額						
アシスト1000に係る契約者負担金	953円(税込額 1,000円)						

(2) の 3 の 3 デ ータ プ ラン(新にね ん)、ギガ データ プ ラン(新に ねん)およ びケー タイ プ ラン (新にね ん)に係る 基本使用 料の取扱 い	ア データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のAに規定する料金額を適用します。					
	イ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の契約者は、他の料金種別への変更を請求することができます。					
	ウ データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の解除があったとき。 </td> <td> その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。 </td> </tr> <tr> <td> 2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。 </td> <td> 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。	2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。
区 分	基本使用料の適用					
1 データプラン(新にねん)、ギガデータプラン(新にねん)またはケータイプラン(新にねん)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。					
2 契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があったとき。	契約者から他の料金種別の適用に変更する申し出があった日を含む料金月の末日までの基本使用料を適用します。					

<p>(2) の 4 ケータイ プラン(新 にねん+ アシスト MAX)に 係る基本 使用料の 取扱い</p>	<p>ア ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のAに規定する料金額を適用します。</p>				
	<p>イ ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
	区 分	基本使用料の適用			
ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。				
<p>ウ ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)の基本使用料には、次表に定めるアシストMAXに係る契約者負担金を含むものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アシストMAXに係る契約者負担金</td> <td>1,810円(税込額 1,900円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	アシストMAXに係る契約者負担金	1,810円(税込額 1,900円)	
区 分	料 金 額				
アシストMAXに係る契約者負担金	1,810円(税込額 1,900円)				
<p>(3) デー タセッ トの取 扱い</p>	<p>ア データセットとは、契約者がEMOBILE契約に加え、当社がEMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)に基づき提供するデータプラン(データ通信契約といいます。以下同じとします。)を1以上契約し、料金表通則9(一括請求の取扱い)に基づきEMOBILE一括請求を適用している場合(データセット適格といいます。以下同じとします。)において、EMOBILE契約とデータ通信契約の基本使用料等を合算した料金額より次表に定める料金額を減額することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データセット</td> <td>953円(税込額 1,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	データセット	953円(税込額 1,000円)
	区 分	料金額			
	データセット	953円(税込額 1,000円)			
<p>イ データセットの適用においては、1のEMOBILE契約に対し1のデータ通信契約を対応させるものとします。</p>					
<p>ウ データセットは、契約者が料金月の起算日以外の日データセット適格となった場合は、その日の属する料金月の翌料金月より適用します。</p> <p>エ データセットは、契約者が、法人である場合には適用しません。</p> <p>オ データセットは、契約者が、データセット適格に基づく契約者回線を第三者に使用させる場合には、適用しません。</p> <p>カ 当社は、データセット適格の状態が解消された場合は、その解消された日の属する料金月にデータセットの適用を廃止します。</p>					

B ケータイ定額プランに係る基本使用料等の適用

基本使用料等の適用																			
(1) 基本使用料の料金種別の選択等	<p>ア 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、E M O B I L E通信サービスを提供します。</p> <p>イ E M O B I L E通信サービスには契約の種別ごとに、下表の右欄の基本使用料の料金種別があります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約の種別</th> <th>料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般契約</td> <td>ケータイ定額プラン(ベーシック)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">定期契約</td> <td>第1種定期契約</td> <td>ケータイ定額プラン(年とく割)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2種定期契約</td> <td>にねん+アシスト1800</td> <td>ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1800)</td> </tr> <tr> <td>にねん+アシスト1400</td> <td>ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1400)</td> </tr> <tr> <td>にねん+アシスト500</td> <td>ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)</td> </tr> <tr> <td>にねん</td> <td>ケータイ定額プラン(にねん)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 契約者はあらかじめ契約の種別および基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p>	契約の種別		料金種別	一般契約		ケータイ定額プラン(ベーシック)	定期契約	第1種定期契約	ケータイ定額プラン(年とく割)	第2種定期契約	にねん+アシスト1800	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1800)	にねん+アシスト1400	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1400)	にねん+アシスト500	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)	にねん	ケータイ定額プラン(にねん)
	契約の種別		料金種別																
一般契約		ケータイ定額プラン(ベーシック)																	
定期契約	第1種定期契約	ケータイ定額プラン(年とく割)																	
	第2種定期契約	にねん+アシスト1800	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1800)																
		にねん+アシスト1400	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト1400)																
		にねん+アシスト500	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)																
	にねん	ケータイ定額プラン(にねん)																	
(2) ケータイ定額プラン(ベーシック)に係る基本使用料の取扱い	<p>ア ケータイ定額プラン(ベーシック)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ ケータイ定額プラン(ベーシック)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイ定額プラン(ベーシック)の解除があったとき。</td> <td>その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基本使用料の適用	ケータイ定額プラン(ベーシック)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。														
区 分	基本使用料の適用																		
ケータイ定額プラン(ベーシック)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。																		
(3) ケータイ定額プラン(年とく割)に係る	<p>ア ケータイ定額プラン(年とく割)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。</p> <p>イ ケータイ定額プラン(年とく割)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。</p>																		

基本使用料の取扱い	区 分	基本使用料の適用
	ケータイ定額プラン（年とく割）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
(4) ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1800）に係る基本使用料の取扱い	ア ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1800）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。	
	イ ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1800）の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1800）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
	ウ ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1800）の基本使用料には、次表に定めるアシスト1800に係る契約者負担金を含むものとします。	
	区 分	料 金 額
アシスト1800に係る契約者負担金	1,715円（税込額 1,800円）	
(5) ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1400）に係る基本使用料の取扱い	ア ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1400）の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。	
	イ ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1400）の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1400）の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
	ウ ケータイ定額プラン（にねん＋アシスト1400）の基本使用料には、次表に定めるアシスト1400に係る契約者負担金を含むものとします。	
	区 分	料 金 額

	アシスト1400に係る契約者負担金	1,334円(税込額 1,400円)
(6) ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)に係る基本使用料の取扱い	ア ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。	
	イ ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。
(7) ケータイ定額プラン(にねん)に係る基本使用料の取扱い	ウ ケータイ定額プラン(にねん+アシスト500)の基本使用料には、次表に定めるアシスト500に係る契約者負担金を含むものとします。	
	区 分	料 金 額
	アシスト500に係る契約者負担金	477円(税込額 500円)
	ア ケータイ定額プラン(にねん)の基本使用料については、この料金表に特段の規定がある場合を除き、2の2-1のBに規定する料金額を適用します。	
(7) ケータイ定額プラン(にねん)に係る基本使用料の取扱い	イ ケータイ定額プラン(にねん)の基本使用料の適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。	
	区 分	基本使用料の適用
	ケータイ定額プラン(にねん)の解除があったとき。	その契約解除日の前日までの基本使用料を適用します。

2 料金額

2-1 EMOBILE通信サービスに係る基本使用料

A B以外のものに係る基本使用料

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
データプラン(ベーシック)	5,696円(税込額 5,980円)

ギガデータプラン（ベーシック）	4,743円（税込額 4,980円）
ケータイプラン（ベーシック）	1,905円（税込額 2,000円）
データプラン（年とく割）	4,743円（税込額 4,980円）
ギガデータプラン（年とく割）	3,791円（税込額 3,980円）
ケータイプラン（年とく割）	953円（税込額 1,000円）
ケータイプラン（新にねん+アシストMAX）	2,762円（税込額 2,900円）
ケータイプラン（新にねん+アシスト1600）	2,477円（税込額 2,600円）
データプラン（新にねん+アシスト1000）	5,696円（税込額 5,980円）
ギガデータプラン（新にねん+アシスト1000）	4,743円（税込額 4,980円）
ケータイプラン（新にねん+アシスト1000）	1,905円（税込額 2,000円）
データプラン（新にねん）	4,743円（税込額 4,980円）
ギガデータプラン（新にねん）	3,791円（税込額 3,980円）
ケータイプラン（新にねん）	953円（税込額 1,000円）

B ケータイ定額プランに係る基本使用料

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
ケータイ定額プラン（ベーシック）	1,696円（税込額 1,780円）
ケータイ定額プラン（年とく割）	743円（税込額 780円）
ケータイ定額プラン（にねん+アシスト1800）	2,458円（税込額 2,580円）
ケータイ定額プラン（にねん+アシスト1400）	2,077円（税込額 2,180円）
ケータイ定額プラン（にねん+アシスト500）	1,219円（税込額 1,280円）
ケータイ定額プラン（にねん）	743円（税込額 780円）

2-2 付加機能使用料

1 契約ごとに月額

区 分	単 位	料 金 額
割込通話	1 契約ごとに	200円（税込額 210円）

EMnet	1 契約ごとに	300円 (税込額 315円)
-------	---------	-----------------

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第42条（通話料およびパケット通信料の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

A B以外のものに係る通話料の適用

通話料の適用	
(1) 通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの通話
(2) ショートメッセージサービス（SMS）送信に係る通話料の適用	ショートメッセージサービス（SMS）による文字メッセージ送信に係る通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2のAの2-1-2に規定する料金を適用します（送信の相手先に文字メッセージが到達しないときを除きます。）。
(3) テレビ電話機能を利用した通信に係る通話料の適用	テレビ電話通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2のAの2-1-3および2のAの2-2-3に規定する料金額を適用します。
(4) 定額支払いによる通話料の減額の適用（定額パック24）	ア 当社は、契約者が定額パック24の適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合は、その当日より2のAの2-1および2のAの2-2に規定する料金額に代えて、キに規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、すでに契約されているEMOBILE契約について定額パック24の適用の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する料金月

の翌料金月から適用します。

ウ すでに適用されている定額パック24の解除の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する料金月の末日まで適用します。

エ 定額パック24の適用を受ける契約者は次表に規定する料金額の支払いを要します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	934円 (税込額 980円)

オ エに定める料金額の日割りについては、料金表通則4（基本使用料等の日割り）を準用します。

カ 第58条（責任の制限）第2項の適用においては、オで算出された料金額を使用します。

キ 定額パック24に適用する料金額は次の通りとします。

（ア）2のAの2-1-1（当社の留守番電話の録音・再生・設定のため等に当社が指定する電話番号への通信は除きます。）および2のAの2-1-2に規定する一般通話および2のAの2-2-1に規定する相互接続点への通話のうち特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者への通話に係るものについては、料金額の支払いを要しません。

（イ）2のAの2-1-3および2のAの2-2-3に規定するテレビ電話通信に係るものについては、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	料金額
-----	-----

	<table border="1" data-bbox="778 264 1334 360"> <tr> <td data-bbox="778 264 979 360">通話料</td> <td data-bbox="979 264 1334 360">30秒までごとに18円 (税込額 18.9円)</td> </tr> </table> <p data-bbox="810 371 1353 976">(ウ) 2のAの2-2-1 (117 (時報サービス)、171 (災害用伝言ダイヤル)、177 (天気予報) への通信および特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者への通話は除きます。) および2のAの2-2-2 (携帯電話番号へ発信しIP電話サービス等の電話番号に着信した当社が指定する通話は、次表に規定する2のAの2-2-1に係るものの料金額を適用します。) に規定する相互接続点への通話に係るものについては、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="778 987 1334 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 987 963 1037">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="963 987 1334 1037">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1037 963 1227" rowspan="2">通話料</td> <td data-bbox="963 1037 1150 1227">2のAの2-2-1に係るもの</td> <td data-bbox="1150 1037 1334 1227">30秒までごとに9円 (税込額 9.45円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1227 1150 1420">2のAの2-2-2に係るもの</td> <td data-bbox="1150 1227 1334 1420">30秒までごとに5円 (税込額 5.25円)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="778 1431 1353 1603">ク 当社は、定額パック24の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、定額パック24の適用を廃止します。</p> <p data-bbox="836 1621 1353 1700">(ア) その契約者から定額パック24の解除の申し込みがあったとき。</p> <p data-bbox="836 1718 1353 1796">(イ) 基本使用料の料金種別がケータイ定額プランとなったとき。</p> <p data-bbox="836 1814 1353 1892">(ウ) EMOBILE契約の解除があったとき。</p>	通話料	30秒までごとに18円 (税込額 18.9円)	区 分	料金額		通話料	2のAの2-2-1に係るもの	30秒までごとに9円 (税込額 9.45円)	2のAの2-2-2に係るもの	30秒までごとに5円 (税込額 5.25円)
通話料	30秒までごとに18円 (税込額 18.9円)										
区 分	料金額										
通話料	2のAの2-2-1に係るもの	30秒までごとに9円 (税込額 9.45円)									
	2のAの2-2-2に係るもの	30秒までごとに5円 (税込額 5.25円)									
(5) 国際電話に係る通話料の適用	ア 国際電話に係る通話料については、2のAの2-4に規定する料金額を適用します。										

	イ 通話料に係る地域の区分は、別表2（国際電話における地域の区分及びその範囲）に定めるところにより適用します。
--	---

B ケータイ定額プランに係る通話料の適用

通話料の適用	
(1) 通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ 当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの通話 ウ 2のBの2-1-1に規定する一般通話（当社の留守番電話の録音・再生・設定のため等に当社が指定する電話番号への通信は除きます。） エ 2のBの2-2-1に規定する相互接続点への通話のうち特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者への通話に係るもの
(2) ショートメッセージサービス（SMS）送信に係る通話料の適用	ショートメッセージサービス（SMS）による文字メッセージ送信に係る通信に関する料金については、支払いを要しません。
(3) テレビ電話機能を利用した通信に係る通話料の適用	テレビ電話通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2のBの2-1-2および2のBの2-2-3に規定する料金額を適用します。
(4) 定額支払いによる通話料の減額の適用（通話割引オプション）	ア 当社は、契約者が通話割引オプションの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合は、その当日より2のBの2-1-2および2のBの2-2に規定する料金額に代えて、オに規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、すでに契約されているE M O B I L E契約について通話割引オプションの適用の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する

料金月の翌料金月から適用します。

ウ すでに適用されている通話割引オプションの解除の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する料金月の末日まで適用します。

エ 通話割引オプションの適用を受ける契約者は次表に規定する料金額の支払いを要します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	300円 (税込額 315円)

オ 通話割引オプションに適用する料金額は次の通りとします。

(ア) 2のBの2-1-2および2のBの2-2-3に規定するテレビ電話通信に係るものについては、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	料金額
通話料	30秒までごとに18円 (税込額 18.9円)

(イ) 2のBの2-2-1(117(時報サービス)、171(災害用伝言ダイヤル)、177(天気予報)への通信および特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者への通話は除きます。)および2のBの2-2-2(携帯電話番号へ発信しIP電話サービス等の電話番号に着信した当社が指定する通話は、次表に規定する2のBの2-2-1に係るものの料金額を適用します。)に規定する相互接続点への通話に係るものについては、次表に規定する料金額を適用します。

区 分	料金額
-----	-----

	通話料	2のBの2 -2-1に 係るもの	30秒まで ごとに9円 (税込額 9.45円)
		2のBの2 -2-2に 係るもの	30秒まで ごとに5円 (税込額 5.25円)
	<p>カ 当社は、通話割引オプションの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、通話割引オプションの適用を廃止します。</p> <p>(ア) その契約者から通話割引オプションの解除の申し込みがあったとき。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がケータイ定額プラン以外となったとき。</p> <p>(ウ) EMOBILE契約の解除があったとき。</p>		
(5) 国際電話に係る通話料の適用	<p>ア 国際電話に係る通話料については、2のBの2-4に規定する料金額を適用します。</p> <p>イ 通話料に係る地域の区分は、別表2（国際電話における地域の区分及びその範囲）に定めるところにより適用します。</p>		

2 料金額

A B以外のものに係る通話料

2-1 一般通話に係るもの

2-1-1 2-1-2から2-1-3以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税込額 18.9円)

2-1-2 ショートメッセージサービス（SMS）送信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1 送信ごとに2円 (税込額 2. 1円)

2-1-3 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 (税込額 37. 8円)

2-2 相互接続点への通話に係るもの

2-2-1 2-2-2および2-2-3以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税込額 18. 9円)

2-2-2 加入電話サービスおよびIP電話サービスへ行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに18円 (税込額 18. 9円)

2-2-3 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 (税込額 37. 8円)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

2-3-1 2-3-2および2-3-3以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	20秒までごとに10円 (税込額 10. 5円)

2-3-2 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する他網公

衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	15秒までごとに10円（税込額）

2-3-3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する個人通信機能を利用して行われる通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	28秒までごとに10円 （税込額 10.5円）

2-4 国際電話に係るもの

1分までごとに次の料金額

地域の区分	料金額
グループ1	36円
グループ2	54円
グループ3	72円
グループ4	108円
グループ5	144円

B ケータイ定額プランに係る通話料

2-1 一般通話に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに20円 （税込額 21円）

2-1-2 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 （税込額 37.8円）

2-2 相互接続点への通話に係るもの

2-2-1 2-2-2 および 2-2-3 以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに20円 (税込額 21円)

2-2-2 加入電話サービスおよびIP電話サービスへ行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに20円 (税込額 21円)

2-2-3 テレビ電話通信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	30秒までごとに36円 (税込額 37.8円)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

2-3-1 2-3-2 および 2-3-3 以外のもの

区 分	料 金 額
通 話 料	20秒までごとに10円 (税込額 10.5円)

2-3-2 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	15秒までごとに10円 (税込額)

2-3-3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する個人通信機能を利用して行われる通話に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	28秒までごとに10円 (税込額 10.5円)

2-4 国際電話に係るもの

1分までごとに次の料金額

地域の区分	料金額
グループ1	36円
グループ2	54円
グループ3	72円
グループ4	108円
グループ5	144円

第3 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第42条（通話料およびパケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

A B以外のものに係るパケット通信料の適用

パケット通信料の適用																			
(1) パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2のAに規定する料金額を適用します。																		
(2) 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	<p>ア 下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>支払いを要しない額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データプラン (ベーシック)</td> <td>(1)に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (ベーシック)</td> <td>(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (ベーシック)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> <tr> <td>データプラン (年とく割)</td> <td>(1)に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (年とく割)</td> <td>(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (年とく割)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (新にねん+アシストMAX)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (新にねん+アシスト1600)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	データプラン (ベーシック)	(1)に規定した料金額	ギガデータプラン (ベーシック)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)	ケータイプラン (ベーシック)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)	データプラン (年とく割)	(1)に規定した料金額	ギガデータプラン (年とく割)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)	ケータイプラン (年とく割)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)	ケータイプラン (新にねん+アシストMAX)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)	ケータイプラン (新にねん+アシスト1600)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額																		
データプラン (ベーシック)	(1)に規定した料金額																		
ギガデータプラン (ベーシック)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)																		
ケータイプラン (ベーシック)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)																		
データプラン (年とく割)	(1)に規定した料金額																		
ギガデータプラン (年とく割)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)																		
ケータイプラン (年とく割)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)																		
ケータイプラン (新にねん+アシストMAX)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)																		
ケータイプラン (新にねん+アシスト1600)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)																		

	<table border="1"> <tr> <td>データプラン (新にねん+アシスト1000)</td> <td>(1)に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (新にねん+アシスト1000)</td> <td>(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (新にねん+アシスト1000)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> <tr> <td>データプラン (新にねん)</td> <td>(1)に規定した料金額</td> </tr> <tr> <td>ギガデータプラン (新にねん)</td> <td>(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン (新にねん)</td> <td>(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)</td> </tr> </table>	データプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した料金額	ギガデータプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)	ケータイプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)	データプラン (新にねん)	(1)に規定した料金額	ギガデータプラン (新にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)	ケータイプラン (新にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)
データプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した料金額												
ギガデータプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)												
ケータイプラン (新にねん+アシスト1000)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)												
データプラン (新にねん)	(1)に規定した料金額												
ギガデータプラン (新にねん)	(1)に規定した8,388,700パケット分の料金83,887円(税込額 88,081円)												
ケータイプラン (新にねん)	(1)に規定した23,825パケット分の料金953円(税込額 1,000円)												
	<p>イ ケータイプラン(ベーシック)、ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)、ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)、ケータイプラン(新にねん+アシスト1000)およびケータイプラン(新にねん)におけるパケット通信料のうち支払いを要しない額については、料金表通則4(基本使用料等の日割り)の規定に準じて、日割り計算を行います。</p>												
(3)の1 基本使用料の料金種別による最大パケット通信料金額の適用	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、その契約者回線からのパケット通信料が同表の右欄に規定する料金額以上となる場合は、その料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1電話番号ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>最大パケット通信料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケータイプラン(ベーシック)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン(年とく割)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン(新にねん+アシスト1000)</td> <td>4,743円 (税込額 4,980円)</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額	ケータイプラン(ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)	ケータイプラン(年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)	ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)	4,743円 (税込額 4,980円)	ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)	4,743円 (税込額 4,980円)	ケータイプラン(新にねん+アシスト1000)	4,743円 (税込額 4,980円)
基本使用料の料金種別	最大パケット通信料金額												
ケータイプラン(ベーシック)	4,743円 (税込額 4,980円)												
ケータイプラン(年とく割)	4,743円 (税込額 4,980円)												
ケータイプラン(新にねん+アシストMAX)	4,743円 (税込額 4,980円)												
ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)	4,743円 (税込額 4,980円)												
ケータイプラン(新にねん+アシスト1000)	4,743円 (税込額 4,980円)												

	ケータイプラン（新にねん）	4,743円 （税込額 4,980円）
<p>(3) の 2 基本使用料の料金種別による最大料金額の適用</p>	<p>下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別については、料金表第1（基本使用料）1のAで計算された契約者回線の基本使用料と料金表第3（パケット通信料）1のAの（1）および（2）で計算されたその契約者回線からのパケット通信料の合計額が、同表の右欄に規定する最大料金額以上となる場合は、その最大料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p>	
	基本使用料の料金種別	最大料金額
	ギガデータプラン（ベーシック）	10,458円 （税込額 10,980円）
	ギガデータプラン（年とく割）	9,505円 （税込額 9,980円）
	ギガデータプラン （新にねん+アシスト1000）	10,458円 （税込額 10,980円）
	ギガデータプラン（新にねん）	9,505円 （税込額 9,980円）
<p>(4) EMOBILE通信サービスに係る無線IPアクセスサービス</p>	ア 契約者は、無線IPアクセスサービス（当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。	
	イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。	
	ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。	
	エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。	
<p>(5) パケット通信料の減免</p>	<p>次のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。</p>	
	ア 別記2（1）に規定するEMnet機能に係る災害用伝言板の利用において情報の登録・登録情報の確認等に係る通信（特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者によるパケット通信は除きます。）	
	イ 当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限り。）（特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者によるパケット通信は除きます。）	
	ウ その他、当社が別に定める通信	

B ケータイ定額プランに係るパケット通信料の適用

パケット通信料の適用												
(1) パケット通信料の適用	パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、2のBに規定する料金額を適用します。											
(2) 定額支払いによるパケット通信料等の適用(データ定額オプション)	<p>ア 契約者がデータ定額オプションの適用を申し込み、当社がそれを承諾した場合、契約者は(ア)に定める料金額の支払いを要し、当社は(イ)に定めるパケット通信料、(ウ)に定める支払いを要しない額および(エ)に定めるパケット通信料等に係る最大料金額を適用します。</p> <p>(ア) データ定額オプションの料金額</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">料金額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">953円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(税込額 1,000円)</td></tr> </table> <p>(イ) データ定額オプションに係るパケット通信料</p> <p>パケット通信料の適用は、1料金月の課金対象パケットの総情報量について128バイトまでごとに1の課金対象パケットとし、次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">料金額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1課金対象パケットごとに0.08円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(税込額 0.084円)</td></tr> </table> <p>(ウ) パケット通信料のうち支払いを要しない額</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(イ)に規定した11,912パケット分の料金 953円(税込額 1,000円)</td></tr> </table> <p>(エ) パケット通信料等に係る最大料金額</p> <p>データ定額オプションには、パケット通信料等に係る最大料金額があり、(ア)に定める料金額と(イ)に定めるパケット通信料を合算した料金額から(ウ)に定める支払いを要しない額を減額した料金額が次表に規定する料金額以上となる場合は、次表に規定する料金額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 電話番号ごとに月額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">料金額</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4,743円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(税込額 4,980円)</td></tr> </table>	料金額	953円	(税込額 1,000円)	料金額	1課金対象パケットごとに0.08円	(税込額 0.084円)	支払いを要しない額	(イ)に規定した11,912パケット分の料金 953円(税込額 1,000円)	料金額	4,743円	(税込額 4,980円)
料金額												
953円												
(税込額 1,000円)												
料金額												
1課金対象パケットごとに0.08円												
(税込額 0.084円)												
支払いを要しない額												
(イ)に規定した11,912パケット分の料金 953円(税込額 1,000円)												
料金額												
4,743円												
(税込額 4,980円)												

	<p>イ アの（ア）に定める料金額およびアの（ウ）に定める支払いを要しない額については、料金表通則4（基本使用料等の日割り）の規定に準じて、日割り計算を行います。</p> <p>ウ データ定額オプションの適用の開始は、その申し込みのあった日からとします。</p> <p>ただし、すでに契約されているEMOBILE契約についてデータ定額オプションの適用の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>エ すでに適用されているデータ定額オプションの解除の申し込みが行われた場合は、申し込みのあった日の属する料金月の末日まで適用します。</p> <p>オ 当社は、データ定額オプションの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、データ定額オプションの適用を廃止します。</p> <p>（ア）その契約者からデータ定額オプションの解除の申し込みがあったとき。</p> <p>（イ）基本使用料の料金種別がケータイ定額プラン以外となったとき。</p> <p>（ウ）EMOBILE契約の解除があったとき。</p>
<p>（３）EMOBILE通信サービスに係る無線IPアクセスサービス</p>	<p>ア 契約者は、無線IPアクセスサービス（当社の無線IP網を使用してインターネットに接続する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>イ 無線IPアクセスサービスの利用に関しては、料金の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社はこの機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>エ 電波状態により、この機能を利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>（４）パケット通信料の減免</p>	<p>次のパケット通信については、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 別記2（１）に規定するEMnet機能に係る災害用伝言板の利用において情報の登録・登録情報の確認等に係る通信（特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者によるパケット通信は除きます。）</p> <p>イ 当社のサービス取扱所等に設置されている電気通信設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限りです。）（特定事業者の営業区域にローミングをしている契約者によるパケット通信は除きます。）</p>

	ウ その他、当社が別に定める通信
--	------------------

2 料金額

A B以外のものに係るパケット通信料

区 分		料金額
パ ケ ッ ト 通 信 料	データプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ギガデータプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ケータイプラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）
	データプラン（年とく割）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ギガデータプラン（年とく割）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ケータイプラン（年とく割）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）
	ケータイプラン（新にねん+アシストMAX）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）
	ケータイプラン（新にねん+アシスト1600）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）
	データプラン（新にねん+アシスト1000）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ギガデータプラン（新にねん+アシスト1000）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ケータイプラン（新にねん+アシスト1000）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）
	データプラン（新にねん）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
	ギガデータプラン（新にねん）	1課金対象パケットごとに0.01円 （税込額 0.0105円）
ケータイプラン（新にねん）	1課金対象パケットごとに0.04円 （税込額 0.042円）	

B ケータイ定額プランに係るパケット通信料

区 分		料金額
パ ケ ッ ト 通 信 料	ケータイ定額プラン（ベーシック）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）
	ケータイ定額プラン（年とく割）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）
	ケータイ定額プラン（にねん+アシスト1800）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）
	ケータイ定額プラン（にねん+アシスト1400）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）
	ケータイ定額プラン（にねん+アシスト500）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）
	ケータイ定額プラン（にねん）	1課金対象パケットごとに0.08円 （税込額 0.084円）

第4 国際アウトローミングに係る通信料

1 適用

国際アウトローミングに係る通信料の適用については、第65条の2（国際アウトローミングの利用等）第2項の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミングに係る通信料の適用	
(1) 通信の区別等	<p>ア 国際アウトローミングに係る通信の区別には、通話、パケット通信およびショートメッセージサービス（SMS）があります。</p> <p>イ 国際アウトローミングにより利用できる通信の区別は、その国際アウトローミングに係る外国事業者ごとに異なるものとし、別表3（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるところによります。</p> <p>ウ 国際アウトローミングにおいては、別記2（1）に規定する付加機能のうちテレビ電話および国際電話を利用することができません。</p> <p>エ 当社は、端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けたとき、または一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信を切断します。</p>
(2) 国際アウトローミングに係る通信料の料金区分の適用	<p>国際アウトローミングに係る通信料の料金区分は、別表3（外国事業者一覧および料金区分等）に定めるその国際アウトローミングに係る外国事業者のグループに応じて適用します。</p>
(3) 国際アウトローミングに係る通信料の適用	<p>ア 国際アウトローミングに係る通信料は、その通信の区別に応じて第65条の2（国際アウトローミングの利用等）第2項の規定により測定した通信時間、情報量または通信回数と2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ ショートメッセージサービス（SMS）による文字メッセージ送信に係る通信に関する料金の取扱いについては、通話とみなして2-1-2に規定する料金を適用します（送信の相手先に文字メッセージが到達しないときを含みます。）。</p> <p>ウ 国際アウトローミングに係るパケット通信料は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）が完了するごとに情報量を測定し、2-2の規定により算定した額を適用します。</p>

	<p>エ 国際アウトローミングに係るパケット通信量は、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合であっても、そのパケットについては、情報量の測定の対象となります。</p> <p>オ 国際アウトローミングに係る通信料については、契約者が国際アウトローミングを利用した日を含む料金月の翌料金月以降に算定されることがあります。</p> <p>（注）国際アウトローミングの利用にあたって、料金表第1表第2（通話料）および料金表第1表第3（パケット通信料）の規定は適用されません。</p>
--	---

2 料金額

2-1 通話に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

1分までごとに次の料金額

通話料区分 (グループ)	料金額			
	在圏する国または地域の電気通信設備への通話	本邦の電気通信設備への通話	左2欄以外の国または地域の電気通信設備への通話	国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通話
グループ1	50円	150円	200円	100円
グループ2	50円	200円	250円	100円
グループ3	50円	350円	350円	100円
グループ4	100円	150円	200円	100円
グループ5	100円	200円	200円	100円
グループ6	100円	250円	300円	100円
グループ7	200円	500円	450円	100円
グループ8	100円	250円	250円	100円
グループ9	100円	300円	300円	100円
グループ10	150円	250円	250円	150円
グループ11	250円	250円	250円	100円

グループ12	100円	200円	250円	100円
グループ13	150円	350円	300円	100円
グループ14	150円	400円	350円	100円
グループ15	150円	300円	300円	250円
グループ16	150円	200円	200円	150円
グループ17	100円	300円	300円	200円
グループ18	100円	400円	300円	100円

備考1 在圏する国または地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国事業者の定めるところによります。

2-1-2 ショートメッセージサービス（SMS）送信に係るもの

区 分	料 金 額
通 話 料	1送信ごとに50円

2-2 パケット通信に係るもの

1セッションごとに次の料金額

パケット通信料区分 (グループ)	料 金 額		
グループ1	25キロバイトまでのもの		50円
	25キロバイト を超えるもの	25キロバイト までの部分	50円
		25キロバイト を超える部分	1キロバイトまでごとに 2円
グループ2	50キロバイトまでのもの		100円
	50キロバイト を超えるもの	50キロバイト までの部分	100円
		50キロバイト を超える部分	1キロバイトまでごとに 2円

第5 相互接続番号案内の利用に係る料金

1 適用

相互接続番号案内の利用に係る料金（以下「相互接続番号案内料」といいます。）の適用については、第65条の4（相互接続番号案内の利用に係る料金の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

相互接続番号案内料の適用	
(1) 相互接続番号案内料の適用	ア 相互接続番号案内料は、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ 相互接続番号案内の利用にあたっては、第1表第2（通話料）を適用しません。 ウ 相互接続番号案内料免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号の数、相互接続番号案内料の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

2 料金額

区 分	料 金 額
相互接続番号案内料	1電話番号等案内ごとに100円 (税込額 105円)

第6 契約解除料

1 適用

契約解除料の適用については、第43条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用							
(1) 契約解除料の支払いを要する場合	<p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月以外の日定期契約の解除があったとき。</p> <p>イ 契約者は、基本使用料の料金種別の変更（基本使用料の料金種別に基づいて区別されるAとBとの間の変更の場合を含みます。）により次表の左欄の定期契約を解除すると同時にあらたに同表の右欄に規定する契約を締結したときは、2（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約解除料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種定期契約</td> <td> 一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約 </td> </tr> <tr> <td>第2種定期契約</td> <td> 一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに定める場合、当社は、そのあらたに契約を締結した日を含む料金月の翌料金月からあらたに締結した契約の基本使用料の料金種別を適用します。</p>	契約解除料の適用		第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約	第2種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約
	契約解除料の適用						
第1種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約						
第2種定期契約	一般契約 第1種定期契約 第2種定期契約						
(2) 契約解除料の支払いを要しない場合	<p>契約者は、次の場合には、2（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>ア 満了日を含む料金月の翌料金月に定期契約の解除があったとき。</p>						

2 料金額

A B以外のものに係る契約解除料

2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	3,000円(税込額 3,150円)
---------	--------------------

2-2 第2種定期契約

		料金額			
		第2種定期契約			
		新にねん +アシストMAX	新にねん +アシスト1600	新にねん +アシスト1000	新にねん
経過 期間	ご利用開始月	66,286円 (税込額 69,600円)	59,429円 (税込額 62,400円)	45,715円 (税込額 48,000円)	22,858円 (税込額 24,000円)
	1ヶ月	66,286円 (税込額 69,600円)	59,429円 (税込額 62,400円)	45,715円 (税込額 48,000円)	22,858円 (税込額 24,000円)
	2ヶ月	63,524円 (税込額 66,700円)	56,953円 (税込額 59,800円)	43,810円 (税込額 46,000円)	21,905円 (税込額 23,000円)
	3ヶ月	60,762円 (税込額 63,800円)	54,477円 (税込額 57,200円)	41,905円 (税込額 44,000円)	20,953円 (税込額 22,000円)
	4ヶ月	58,000円 (税込額 60,900円)	52,000円 (税込額 54,600円)	40,000円 (税込額 42,000円)	20,000円 (税込額 21,000円)
	5ヶ月	55,239円 (税込額 58,000円)	49,524円 (税込額 52,000円)	38,096円 (税込額 40,000円)	19,048円 (税込額 20,000円)
	6ヶ月	52,477円 (税込額 55,100円)	47,048円 (税込額 49,400円)	36,191円 (税込額 38,000円)	18,096円 (税込額 19,000円)
	7ヶ月	49,715円 (税込額 52,200円)	44,572円 (税込額 46,800円)	34,286円 (税込額 36,000円)	17,143円 (税込額 18,000円)
	8ヶ月	46,953円 (税込額 49,300円)	42,096円 (税込額 44,200円)	32,381円 (税込額 34,000円)	16,191円 (税込額 17,000円)
	9ヶ月	44,191円 (税込額 46,400円)	39,620円 (税込額 41,600円)	30,477円 (税込額 32,000円)	15,239円 (税込額 16,000円)
	10ヶ月	41,429円 (税込額 43,500円)	37,143円 (税込額 39,000円)	28,572円 (税込額 30,000円)	14,286円 (税込額 15,000円)
	11ヶ月	38,667円 (税込額 40,600円)	34,667円 (税込額 36,400円)	26,667円 (税込額 28,000円)	13,334円 (税込額 14,000円)

12 ヶ月	35,905円 (税込額 37,700円)	32,191円 (税込額 33,800円)	24,762円 (税込額 26,000円)	12,381円 (税込額 13,000円)
13 ヶ月	33,143円 (税込額 34,800円)	29,715円 (税込額 31,200円)	22,858円 (税込額 24,000円)	11,429円 (税込額 12,000円)
14 ヶ月	30,381円 (税込額 31,900円)	27,239円 (税込額 28,600円)	20,953円 (税込額 22,000円)	10,477円 (税込額 11,000円)
15 ヶ月	27,619円 (税込額 29,000円)	24,762円 (税込額 26,000円)	19,048円 (税込額 20,000円)	9,524円 (税込額 10,000円)
16 ヶ月	24,858円 (税込額 26,100円)	22,286円 (税込額 23,400円)	17,143円 (税込額 18,000円)	8,572円 (税込額 9,000円)
17 ヶ月	22,096円 (税込額 23,200円)	19,810円 (税込額 20,800円)	15,239円 (税込額 16,000円)	7,619円 (税込額 8,000円)
18 ヶ月	19,334円 (税込額 20,300円)	17,334円 (税込額 18,200円)	13,334円 (税込額 14,000円)	6,667円 (税込額 7,000円)
19 ヶ月	16,572円 (税込額 17,400円)	14,858円 (税込額 15,600円)	11,429円 (税込額 12,000円)	5,715円 (税込額 6,000円)
20 ヶ月	13,810円 (税込額 14,500円)	12,381円 (税込額 13,000円)	9,524円 (税込額 10,000円)	4,762円 (税込額 5,000円)
21 ヶ月	11,048円 (税込額 11,600円)	9,905円 (税込額 10,400円)	7,619円 (税込額 8,000円)	3,810円 (税込額 4,000円)
22 ヶ月	8,286円 (税込額 8,700円)	7,429円 (税込額 7,800円)	5,715円 (税込額 6,000円)	2,858円 (税込額 3,000円)
23 ヶ月	5,524円 (税込額 5,800円)	4,953円 (税込額 5,200円)	3,810円 (税込額 4,000円)	1,905円 (税込額 2,000円)
24 ヶ月	2,762円 (税込額 2,900円)	2,477円 (税込額 2,600円)	1,905円 (税込額 2,000円)	953円 (税込額 1,000円)

B ケータイ定額プランに係る契約解除料

2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	6,000円(税込額 6,300円)
---------	--------------------

2-2 第2種定期契約

		料金額			
		第2種定期契約			
		にねん+アシスト1800	にねん+アシスト1400	にねん+アシスト500	にねん
経過期間	ご利用開始月	57,143円 (税込額 60,000円)	48,000円 (税込額 50,400円)	27,429円 (税込額 28,800円)	16,000円 (税込額 16,800円)
	1ヶ月	57,143円 (税込額 60,000円)	48,000円 (税込額 50,400円)	27,429円 (税込額 28,800円)	16,000円 (税込額 16,800円)
	2ヶ月	54,762円 (税込額 57,500円)	46,000円 (税込額 48,300円)	26,286円 (税込額 27,600円)	15,334円 (税込額 16,100円)
	3ヶ月	52,381円 (税込額 55,000円)	44,000円 (税込額 46,200円)	25,143円 (税込額 26,400円)	14,667円 (税込額 15,400円)
	4ヶ月	50,000円 (税込額 52,500円)	42,000円 (税込額 44,100円)	24,000円 (税込額 25,200円)	14,000円 (税込額 14,700円)
	5ヶ月	47,619円 (税込額 50,000円)	40,000円 (税込額 42,000円)	22,858円 (税込額 24,000円)	13,334円 (税込額 14,000円)
	6ヶ月	45,239円 (税込額 47,500円)	38,000円 (税込額 39,900円)	21,715円 (税込額 22,800円)	12,667円 (税込額 13,300円)
	7ヶ月	42,858円 (税込額 45,000円)	36,000円 (税込額 37,800円)	20,572円 (税込額 21,600円)	12,000円 (税込額 12,600円)
	8ヶ月	40,477円 (税込額 42,500円)	34,000円 (税込額 35,700円)	19,429円 (税込額 20,400円)	11,334円 (税込額 11,900円)
	9ヶ月	38,096円 (税込額 40,000円)	32,000円 (税込額 33,600円)	18,286円 (税込額 19,200円)	10,667円 (税込額 11,200円)
10ヶ月	35,715円 (税込額 37,500円)	30,000円 (税込額 31,500円)	17,143円 (税込額 18,000円)	10,000円 (税込額 10,500円)	

11 ヶ月	33,334円 (税込額 35,000円)	28,000円 (税込額 29,400円)	16,000円 (税込額 16,800円)	9,334円 (税込額 9,800円)
12 ヶ月	30,953円 (税込額 32,500円)	26,000円 (税込額 27,300円)	14,858円 (税込額 15,600円)	8,667円 (税込額 9,100円)
13 ヶ月	28,572円 (税込額 30,000円)	24,000円 (税込額 25,200円)	13,715円 (税込額 14,400円)	8,000円 (税込額 8,400円)
14 ヶ月	26,191円 (税込額 27,500円)	22,000円 (税込額 23,100円)	12,572円 (税込額 13,200円)	7,334円 (税込額 7,700円)
15 ヶ月	23,810円 (税込額 25,000円)	20,000円 (税込額 21,000円)	11,429円 (税込額 12,000円)	6,667円 (税込額 7,000円)
16 ヶ月	21,429円 (税込額 22,500円)	18,000円 (税込額 18,900円)	10,286円 (税込額 10,800円)	6,000円 (税込額 6,300円)
17 ヶ月	19,048円 (税込額 20,000円)	16,000円 (税込額 16,800円)	9,143円 (税込額 9,600円)	5,334円 (税込額 5,600円)
18 ヶ月	16,667円 (税込額 17,500円)	14,000円 (税込額 14,700円)	8,000円 (税込額 8,400円)	4,667円 (税込額 4,900円)
19 ヶ月	14,286円 (税込額 15,000円)	12,000円 (税込額 12,600円)	6,858円 (税込額 7,200円)	4,000円 (税込額 4,200円)
20 ヶ月	11,905円 (税込額 12,500円)	10,000円 (税込額 10,500円)	5,715円 (税込額 6,000円)	3,334円 (税込額 3,500円)
21 ヶ月	9,524円 (税込額 10,000円)	8,000円 (税込額 8,400円)	4,572円 (税込額 4,800円)	2,667円 (税込額 2,800円)
22 ヶ月	7,143円 (税込額 7,500円)	6,000円 (税込額 6,300円)	3,429円 (税込額 3,600円)	2,000円 (税込額 2,100円)
23 ヶ月	4,762円 (税込額 5,000円)	4,000円 (税込額 4,200円)	2,286円 (税込額 2,400円)	1,334円 (税込額 1,400円)
24 ヶ月	2,381円 (税込額 2,500円)	2,000円 (税込額 2,100円)	1,143円 (税込額 1,200円)	667円 (税込額 700円)

第7 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第44条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>EM chip再発行手数料</td> <td>EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金</td> </tr> <tr> <td>振込請求書発行手数料</td> <td>振込請求書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>電話番号変更手数料</td> <td>契約者の請求に基づき、当社が電話番号を変更したときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>支払証明書等発行手数料</td> <td>料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金</td> </tr> <tr> <td>その他証明書の発行手数料</td> <td>上記以外の証明書の発行に係る料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	督促手数料	契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金	振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金	電話番号変更手数料	契約者の請求に基づき、当社が電話番号を変更したときに支払いを要する料金	支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金	その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金
	料金種別	内容															
	契約事務手数料	EMOBILE通信サービスの契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	EM chip再発行手数料	EM chipの紛失、盗難または毀損その他の理由により新たなEM chipの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	督促手数料	契約者が利用料金の支払期日を経過してもなお支払わない場合当社が書面で行う契約者への支払の督促に係る料金															
	振込請求書発行手数料	振込請求書の発行に係る料金															
	電話番号変更手数料	契約者の請求に基づき、当社が電話番号を変更したときに支払いを要する料金															
支払証明書等発行手数料	料金等の支払証明書、預託金預り証明書およびこれらに類する証明書の発行に係る料金																
その他証明書の発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金																

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	2,700円 (税込額 2,835円)
EM chip再発行手数料	1請求ごとに	2,000円 (税込額 2,100円)

督促手数料	1 督促ごとに	300円 (税込額 315円)
振込請求書発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	150円 (税込額 157円)
電話番号変更手数料	1 変更ごとに	2,000円 (税込額 2,100円)
支払証明書等発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	400円 (税込額 420円)
その他証明書の発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	300円 (税込額 315円)

第8 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第44条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

1 電話番号ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	8円（税込額 8.4円）

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 付随サービスに関する料金

第1 請求書発行サービス

1 適用

請求書発行サービス料の適用については別記3の(1)の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
請求書発行サービス料	発行1回ごとに	150円 (税込額 157円)

第2 利用明細発行サービス

1 適用

利用明細発行サービス料の適用については、別記3の(2)の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
利用明細発行サービス料	1契約について発行1回ごとに	100円 (税込額 105円)

第3 電話番号選択サービス

1 適用

電話番号選択サービス料の適用については、別記3の(3)の規定によります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
電話番号選択サービス料	1登録ごとに	1,000円 (税込額 1,050円)

第4 携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金

1 適用

携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用については、別記3の(4)の規定によるほか、次のとおりとします。

携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金の適用	
(1) 契約の解除に伴う携帯電話番号ポータビリティ取扱料の適用	契約者は、EMOBILE通信サービスの解除に伴い、携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申し出を行う場合、2(料金額)に定める携帯電話番号ポータビリティ手数料の支払いを要します。
(2) 手続きに関する料金の適用除外	当社は、(1)の規定にかかわらず、EMOBILE通信サービス契約の解除に係る手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金の適用を除外し、またはその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
携帯電話番号ポータビリティ 取扱料	1の請求ごとに	2,000円 (税込額 2,100円)

第5 特定事業者が提供するローミングの利用等の取扱いに関する料金

1 適用

特定事業者が提供するローミングサービスの利用等の取扱いに関する料金の適用については、別記3の(5)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 2(料金額)に定める料金は、料金表通則4(基本使用料等の日割り)を適用しません。

2 料金額

1契約ごとに月額

区 分	単 位	料 金 額
ローミング使用料	1契約ごとに	100円 (税込額 105円)

附則

(実施期日)

1. この約款は、平成20年3月28日から実施します。
2. この約款は、前項に定める実施期日までの間において、内容が変更になる場合があります。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年5月9日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
2. この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間における国際電話に係る通話料については、料金表第1表第2の2-4の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

30秒までごとに次の料金額

地域の区分	料金額
グループ1	18円
グループ2	18円
グループ3	18円
グループ4	18円
グループ5	18円

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月29日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成20年10月10日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2. この改正規定実施の際現に改正前の規定により選択されている次の表の左欄の基本使用料の料金種別は、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に移行します。

データプラン(新にねん+ご加入アシストにねん)	データプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)
ギガデータプラン(新にねん+ご加入アシストにねん)	ギガデータプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)
ケータイプラン(新にねん+ご加入アシストにねん)	ケータイプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3. この基本使用料の料金種別の移行前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のEMOBILE通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月28日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年11月12日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月2日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月7日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成21年3月13日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2. この改正規定実施の際現に改正前の規定により選択されている次の表の左欄の基本使用料の料金種別は、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に移行します。

ケータイプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1600)	ケータイプラン(新にねん+アシスト1600)
データプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)	データプラン(新にねん+アシスト1000)
ギガデータプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)	ギガデータプラン(新にねん+アシスト1000)
ケータイプラン(新にねん+ご加入アシストにねん1000)	ケータイプラン(新にねん+アシスト1000)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3. この基本使用料の料金種別の移行前に支払いまたは支払わなければならなかった契約者のEMOBILE通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月27日から実施します。